

宇都宮市経済部商工振興課より、宇都宮市の新型コロナウイルス感染症への対応について、下記の通り通知がありましたのでお知らせいたします。

宇都宮市の新型コロナウイルス感染症への対応について

宇都宮市からのお願い

- ・従業員の方に手洗いや咳エチケットなどの実施を推奨してください。
- ・従業員の方から相談があった際には、必要に応じて市の窓口をご案内ください。
 労働相談に関すること・・・商工振興課（028-632-2446）
 感染が疑われる場合・・・帰国者・接触者相談センター(宇都宮市保健所 028-626-1114)
 市立小中学校の臨時休業に関すること・・・学校教育課（028-632-2728）
 市内の保育園・認定こども園などに関すること・・・保育課（028-632-2392）
 子どもの家・留守家庭児童会事業(学童保育)に関すること・・・生涯学習課（028-632-2676）

また、宇都宮市では新型コロナウイルスの流行により経営に影響を受けている中小企業者等の経営安定を図るため、宇都宮市制度融資の「緊急景気対策特別資金」を適用することといたしましたのでご活用ください。

※ご利用にあたっては、金融機関及び保証協会の審査があり、ご希望に添えない場合があります。

対象資金名	緊急景気対策特別資金			
資金の用途	運転資金（原材料：商品仕入れなど）			
融資対象者	市内に事業所を有し、引き続き1年以上現在の事業を営んでいる中小企業者で、法人にあってはその商業登記を、個人にあっては市内での住民登録を行っていること。			
資格要件	(1)市税を滞納していないこと (2)経営が健全で、返済能力が確実であること (3)融資の申込前最近3か月又は6か月における売上高、販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率が、前々年又は前年同期における売上高、販売数量、月平均売上総利益率又は月平均営業利益率の3パーセントに相当する額以上減少していること			
その他	融資限度額	融資期間 (据置期間)	融資利率	申込窓口
	3,000万円	7年以内 (1年以内)	5年以内 1.4% 7年以内 1.5%	

問い合わせ先：宇都宮市中小企業融資振興会（宇都宮市役所 経済部商工振興課内）
 〒320-8540 栃木県宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所(7階)
 TEL：028-632-2438 FAX：028-632-5420

※このほか、国・県・関係機関等による相談窓口や各種支援制度もありますので、詳しくは、各団体のホームページ等をご確認ください。なお、こちらにつきましても今後案内していく予定です。